

2時間でわかる 成長する会社の 労働契約書の作成ポイント



日時 令和元年 7月11日(木) 14:00～16:00 *名刺を1枚ご用意願いたします。
13:30～受付 14:00～15:00 セミナー 15:00～16:00 グループコンサルティング

会場 AERビル28階 エルソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ

定員 30名(1社1名まで) **対象** 起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者
*先着順となります。 *途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

会社は、従業員を雇うときには、その労働条件を理解してもらうために、事前に労働条件を明示しなければならないこととされています。労働契約書に盛り込む内容を工夫することで労働紛争の原因を少なくすることが可能になります。さらに、働き方改革において新たな明示方法が許されることとなりました。今回のセミナーでは、

- ①労働条件の明示義務とは?
- ②新しい労働契約書明示の方法。
- ③新しい労働契約書明示の際の注意点。

について社会保険労務士が作成ポイントをわかりやすく解説いたします。

参加
無料

14:00～15:00 60分

セミナー

2時間でわかる、成長する会社の労働契約書の作成ポイント

講師 北山 茂治 仙台市雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士(北山FP社会保険労務士事務所)

15:00～16:00 60分

グループコンサルティング

セミナー後、弁護士または社会保険労務士と参加者数名によるグループに分かれ、テーマに関する質疑応答を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(7月11日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。



LINE@はじめました

仙台市雇用労働
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)